

裁判員裁判の実施状況について（制度施行～平成24年10月末・速報）

目 次

表1	新受人員	
表1-1	罪名別の新受人員	1
表1-2	庁別の新受人員	2
表2	終局人員	
表2-1	罪名別の終局人員	3
表2-2	庁別の終局人員	4
表3	選任手続の概況	5
表4	選定から選任手続期日出席までの裁判員候補者数の推移	5
表5	辞退が認められた裁判員候補者数及びその辞退事由の内訳（選任手続期日の前と当日別）	6
表6	選任手続期日において不選任決定がされた裁判員候補者数及びその内訳	6
表7	選任された裁判員及び補充裁判員の総数	7
表8	職務従事日数別の終局件数の分布及び平均職務従事日数（自白否認別）	7
表9	公判前整理手続期間（公判前整理手続に付された日から同手続終了日まで）別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期間（自白否認別）	7
表10	開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（自白否認別）	8
表11	審理期間	
表11-1	審理期間（受理から終局まで）別の判決人員の分布及び平均審理期間（自白否認別）	8
表11-2	実審理期間（第1回公判から終局まで）別の判決人員の分布及び平均実審理期間（自白否認別）	9
表12	評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（自白否認別）	9
表13	罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員及び控訴人員	10

## 表1 新受人員

表1 - 1 罪名別の新受人員

総数	5,975
強盗致傷	1,444
殺人	1,253
現住建造物等放火	556
覚せい剤取締法違反	504
傷害致死	497
(準)強姦致死傷	439
(準)強制わいせつ致死傷	357
強盗強姦	289
強盗致死(強盗殺人)	165
偽造通貨行使	149
危険運転致死	72
通貨偽造	63
逮捕監禁致死	44
集団(準)強姦致死傷	34
保護責任者遺棄致死	30
銃砲刀剣類所持等取締法違反	23
爆発物取締罰則違反	11
組織的犯罪処罰法違反	11
麻薬特例法違反	11
麻薬及び向精神薬取締法違反	7
身代金拐取	4
その他	12

- (注) 1 刑事月報による延べ人員である。
- 2 受理後の罰条の変更等により、裁判員裁判対象事件になったものを含まず、同事件に該当しなくなったものは含む。
- 3 1通の起訴状で複数の罪名の異なる裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑の最も重い罪名に計上した。
- 4 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。
- 5 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。
- 6 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。
- 7 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

表1 - 2 庁別の新受人員

総数	5,975
東京地裁本庁	525
東京地裁立川支部	205
横浜地裁本庁	274
横浜地裁小田原支部	47
さいたま地裁本庁	305
千葉地裁本庁	622
水戸地裁本庁	129
宇都宮地裁本庁	93
前橋地裁本庁	103
静岡地裁本庁	29
静岡地裁沼津支部	68
静岡地裁浜松支部	38
甲府地裁本庁	48
長野地裁本庁	48
長野地裁松本支部	29
新潟地裁本庁	61
大阪地裁本庁	520
大阪地裁堺支部	172
京都地裁本庁	116
神戸地裁本庁	171
神戸地裁姫路支部	47
奈良地裁本庁	45
大津地裁本庁	73
和歌山地裁本庁	46
名古屋地裁本庁	290
名古屋地裁岡崎支部	80
津地裁本庁	52
岐阜地裁本庁	83
福井地裁本庁	24
金沢地裁本庁	35
富山地裁本庁	24

広島地裁本庁	122
山口地裁本庁	37
岡山地裁本庁	101
鳥取地裁本庁	13
松江地裁本庁	10
福岡地裁本庁	199
福岡地裁小倉支部	58
佐賀地裁本庁	31
長崎地裁本庁	36
大分地裁本庁	51
熊本地裁本庁	59
鹿児島地裁本庁	69
宮崎地裁本庁	42
那覇地裁本庁	58
仙台地裁本庁	89
福島地裁本庁	26
福島地裁郡山支部	55
山形地裁本庁	41
盛岡地裁本庁	20
秋田地裁本庁	19
青森地裁本庁	63
札幌地裁本庁	116
函館地裁本庁	23
旭川地裁本庁	25
釧路地裁本庁	34
高松地裁本庁	71
徳島地裁本庁	27
高知地裁本庁	29
松山地裁本庁	49

- (注) 1 刑事月報による延べ人員である。  
 2 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。  
 3 速報値である。

表2 終局人員

表2 - 1 罪名別の終局人員

罪名	終局人員	有罪	有罪・ 一部無罪	無罪	家裁へ 移送	その他
総数	4,480	4,349	12	19	4	96
強盗致傷	1,033	1,002	2	1	3	25
殺人	1,006	986	2	4	-	14
現住建造物等放火	412	401	3	-	-	8
傷害致死	409	402	-	2	1	4
覚せい剤取締法違反	406	384	2	9	-	11
(準)強姦致死傷	266	252	-	-	-	14
(準)強制わいせつ致死傷	223	220	1	-	-	2
強盗強姦	135	124	-	-	-	11
強盗致死(強盗殺人)	119	117	-	1	-	1
麻薬特例法違反	110	110	-	-	-	-
偽造通貨行使	86	86	-	-	-	-
危険運転致死	52	52	-	-	-	-
逮捕監禁致死	48	48	-	-	-	-
集団(準)強姦致死傷	28	27	-	-	-	1
保護責任者遺棄致死	28	27	-	1	-	-
傷害	19	19	-	-	-	-
銃砲刀剣類所持等取締法違反	17	16	-	-	-	1
通貨偽造	15	13	-	-	-	2
強盗	14	14	-	-	-	-
(準)強姦	9	9	-	-	-	-
組織的犯罪処罰法違反	7	6	-	1	-	-
麻薬及び向精神薬取締法違反	7	7	-	-	-	-
爆発物取締罰則違反	6	5	-	-	-	1
窃盗	4	3	1	-	-	-
自殺関与及び同意殺人	3	3	-	-	-	-
拐取者身の代金取得等	3	3	-	-	-	-
非現住建造物等放火	2	2	-	-	-	-
建造物等以外放火	2	2	-	-	-	-
激発物破裂	2	2	-	-	-	-
集団(準)強姦	2	2	-	-	-	-
建造物等延焼	1	1	-	-	-	-
ガス漏出等致死	1	1	-	-	-	-
(準)強制わいせつ	1	1	-	-	-	-
暴行	1	1	-	-	-	-
常習累犯強盗	1	1	-	-	-	-
海賊行為処罰法違反	1	-	-	-	-	1
道路交通法違反	1	-	1	-	-	-

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
2 「その他」は、公訴棄却、移送(少年法55条による家裁移送を除く。)等である。  
3 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。  
4 有罪(一部無罪を含む。)の場合は処断罪名を、無罪、その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち、裁判員裁判対象事件の罪名(裁判員裁判対象事件が複数あるときは、法定刑が最も重いもの)を、それぞれ計上した。  
5 起訴罪名と認定罪名が異なる場合や罰条の変更等の場合などにおいては、裁判員裁判対象事件の罪名と異なる罪名で計上されることがある。  
6 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。  
7 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。  
8 「海賊行為処罰法」は、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」の略である。  
9 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。  
10 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。  
11 速報値である。

表2 - 2 庁別の終局人員

庁名	終局人員	有罪	有罪・一部無罪	無罪	家裁へ移送	その他
総数	4,480	4,349	12	19	4	96
東京地裁本庁	387	375	1	5	1	5
東京地裁立川支部	136	127	1	-	-	8
横浜地裁本庁	221	212	-	-	-	9
横浜地裁小田原支部	39	36	-	-	-	3
さいたま地裁本庁	215	212	1	-	-	2
千葉地裁本庁	504	487	2	4	-	11
水戸地裁本庁	95	95	-	-	-	-
宇都宮地裁本庁	73	72	-	-	-	1
前橋地裁本庁	77	76	-	-	-	1
静岡地裁本庁	25	25	-	-	-	-
静岡地裁沼津支部	43	41	-	-	-	2
静岡地裁浜松支部	22	21	-	1	-	-
甲府地裁本庁	35	35	-	-	-	-
長野地裁本庁	34	33	-	-	-	1
長野地裁松本支部	24	23	-	-	-	1
新潟地裁本庁	46	45	-	1	-	-
大阪地裁本庁	351	346	1	2	-	2
大阪地裁堺支部	110	106	2	-	-	2
京都地裁本庁	84	79	-	-	-	5
神戸地裁本庁	126	122	-	2	-	2
神戸地裁姫路支部	41	41	-	-	-	-
奈良地裁本庁	34	32	-	2	-	-
大津地裁本庁	47	47	-	-	-	-
和歌山地裁本庁	37	36	-	-	-	1
名古屋地裁本庁	213	203	-	-	-	10
名古屋地裁岡崎支部	62	61	-	-	-	1
津地裁本庁	47	47	-	-	-	-
岐阜地裁本庁	65	64	-	-	-	1
福井地裁本庁	19	19	-	-	-	-
金沢地裁本庁	28	28	-	-	-	-
富山地裁本庁	19	19	-	-	-	-
広島地裁本庁	92	89	-	-	-	3
山口地裁本庁	28	27	-	-	-	1
岡山地裁本庁	65	65	-	-	-	-
鳥取地裁本庁	9	9	-	-	-	-
松江地裁本庁	9	9	-	-	-	-
福岡地裁本庁	164	159	1	-	2	2
福岡地裁小倉支部	45	45	-	-	-	-
佐賀地裁本庁	25	25	-	-	-	-
長崎地裁本庁	31	29	1	-	-	1
大分地裁本庁	38	37	-	-	-	1
熊本地裁本庁	46	46	-	-	-	-
鹿児島地裁本庁	67	65	-	1	1	-
宮崎地裁本庁	28	28	-	-	-	-
那覇地裁本庁	54	52	1	-	-	1
仙台地裁本庁	70	67	1	1	-	1
福島地裁本庁	25	25	-	-	-	-
福島地裁郡山支部	48	41	-	-	-	7
山形地裁本庁	25	24	-	-	-	1
盛岡地裁本庁	15	14	-	-	-	1
秋田地裁本庁	14	13	-	-	-	1
青森地裁本庁	43	43	-	-	-	-
札幌地裁本庁	104	101	-	-	-	3
函館地裁本庁	18	17	-	-	-	1
旭川地裁本庁	16	16	-	-	-	-
釧路地裁本庁	22	22	-	-	-	-
高松地裁本庁	44	42	-	-	-	2
徳島地裁本庁	21	21	-	-	-	-
高知地裁本庁	24	23	-	-	-	1
松山地裁本庁	31	30	-	-	-	1

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
 2 終局区分の「その他」は、公訴棄却、移送(少年法55条による家裁移送を除く。)等である。  
 3 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。  
 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。  
 5 速報値である。

表3 選任手続の概況

選定された裁判員候補者の総数(a)	379,196
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数	131,682
辞退が認められた裁判員候補者の総数(b)	217,521
辞退が認められた裁判員候補者の割合(%) (b/a)	57.4

(注) 刑事通常第一審事件票による延べ人員であり、速報値である。

表4 選定から選任手続期日出席までの裁判員候補者数の推移

	総数		総数	
選定された裁判員候補者の総数	379,196 [86.5]	→	呼び出さない措置がされた裁判員候補者の数	104,124 [23.8]
呼出状を送付した裁判員候補者の数(c)	275,072 [62.7]		呼出取消しがされた裁判員候補者の数(d)	108,094 [24.7]
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数(e)	131,682 [30.0]			
裁判員候補者の出席率(%) (e/(c-d))	78.9			

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。
- 2 「呼び出さない措置がされた裁判員候補者の数」及び「呼出取消しがされた裁判員候補者の数」には、辞退が認められた人のほか、(1)欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置または呼出取消しがされたものが含まれ、さらに前者には、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知が不到達であったものが含まれる。
- 3 「裁判員候補者の出席率」とは、選任手続期日に出席を求められた人(呼出状を送付した裁判員候補者のうち、呼出取消しがなされなかった人)のうち、現に選任手続期日に出席した人の割合をいう。  
なお、「選任手続期日に出席を求められた人」には、そもそも呼出状が到達しておらず、現実的には出席を期待し得ない裁判員候補者も含まれることに留意を要する。
- 4 [ ]は、総数を判決人員(4,384人)で除した平均値である。なお、判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
- 5 速報値である。

表5 辞退が認められた裁判員候補者数及びその辞退事由の内訳(選任手続期日の前と当日別)

	総数	選任手続期日前		選任手続期日当日
		辞退により呼び出さない措置がされた裁判員候補者	辞退により呼出取消しがされた裁判員候補者	
判決人員	4,384			
選定された裁判員候補者の総数	379,196			
辞退が認められた裁判員候補者の総数	217,521	101,738	99,133	16,650
裁判員法16条1号～7号の辞退(70歳以上, 学生等)	78,895	70,348	8,317	230
疾病傷害	31,104	18,631	11,183	1,290
介護養育	21,362	3,698	16,233	1,431
事業における重要用務	53,744	5,045	40,960	7,739
社会生活上の重要用務	4,077	397	2,863	817
辞退政令1号(妊娠中又は産後8週以内)	2,928	880	1,965	83
辞退政令2号(法16条8号ロ以外の介護養育)	2,354	264	1,824	266
辞退政令3号(親族等の同居人の入院等の付添い)	1,598	98	1,200	300
辞退政令4号(出産等への立会い等)	310	36	254	20
辞退政令5号(遠隔地)	4,852	627	4,155	70
辞退政令6号(その他精神上又は経済上の不利益)	16,297	1,714	10,179	4,404

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である(ただし, 判決人員は実人員である。)。  
 2 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み, 裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。  
 3 「裁判員法16条1号～7号の辞退(70歳以上, 学生等)」のうち, 制度施行から平成22年までの人数には, (1)欠格事由, 就職禁止事由に該当するとして, 呼び出さない措置がされたもの, (2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知が不到達であったものが含まれる。  
 4 速報値である。

表6 選任手続期日において不選任決定がされた裁判員候補者数及びその内訳

	総数
判決人員	4,384
不選任決定がされた裁判員候補者の総数	96,049
理由あり不選任(法34条4項)	344
辞退による不選任(法34条7項)	16,650
理由なし不選任(法36条)	16,320
くじ等による不選任(法37条3項)	62,725
質問なし不選任(規35条2項, 3項)	10

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である(ただし, 判決人員は実人員である。)。  
 2 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み, 裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。  
 3 「質問なし不選任」とは, (1)あらかじめくじで裁判員等に選任されるべき順序を定めた上で, その順序に従って質問手続を行い, 必要な裁判員候補者数に満ちたときに質問を打ち切る, いわゆる抹消方式及び(2)選任手続期日のはじめに質問を受けるべき裁判員候補者を決めるためのくじを行う方式により, 質問を受けることなく法37条3項の不選任決定がされたものをいう。  
 4 速報値である。

表7 選任された裁判員及び補充裁判員の総数

終局件数	4,152
選任された裁判員の数	25,341
選任された補充裁判員の数	8,767

- (注) 1 終局件数は、刑事局への個別報告の件数である。  
 2 終局件数には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。  
 3 裁判員及び補充裁判員数は、刑事局への個別報告による実人員である。  
 4 補充裁判員から裁判員に選任された場合は、重複して計上した。  
 5 概数である。

表8 職務従事日数別の終局件数の分布及び平均職務従事日数(自白否認別)

	終局件数	職務従事日数						平均職務従事日数
		2日	3日	4日	5日	10日以内	10日を超える	
総数	4,152	39	999	1,387	713	907	107	4.9日
自白	2,450	38	902	1,015	322	165	8	3.9日
否認	1,702	1	97	372	391	742	99	6.2日

- (注) 1 刑事局への個別報告による件数建てである。  
 2 終局件数には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。  
 3 裁判員が、選任手続、公判、評議及び判決宣告等のために裁判所に出席した日数の合計であり、審理等が行われなかった日や土日祝日を含まない。  
 4 概数である。

表9 公判前整理手続期間(公判前整理手続に付された日から同手続終了日まで)別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期間(自白否認別)

	判決人員	公判前整理手続期間															平均公判前整理手続期間	
		15日以内	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	9月以内	1年以内	1年3月以内	1年6月以内	1年9月以内	2年以内	2年3月以内	2年6月以内	2年9月以内	3年以内		3年を超える
総数	4,355	-	6	190	555	1,962	963	396	166	64	22	14	9	5	2	1	-	6.1月
自白	2,601	-	6	166	486	1,390	427	85	32	8	-	-	1	-	-	-	-	4.8月
否認	1,754	-	-	24	69	572	536	311	134	56	22	14	8	5	2	1	-	8.0月

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
 2 裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたもの等があるため、判決人員は他の表と異なる。  
 3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。  
 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。  
 5 速報値である。



表 1 0 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数(自白否認別)

	判決人員	開 廷 回 数						平均開廷回数
		1回	2回	3回	4回	5回	6回以上	
総数	4,384	-	101	1,825	1,390	539	529	4.1 回
自白	2,623	-	96	1,498	759	175	95	3.5 回
否認	1,761	-	5	327	631	364	434	4.9 回

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
 2 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。  
 3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。  
 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。  
 5 速報値である。

表 1 1 審理期間

表 1 1 - 1 審理期間(受理から終局まで)別の判決人員の分布及び平均審理期間(自白否認別)

	判決人員	審 理 期 間							平均審理期間
		3月以内	4月以内	5月以内	6月以内	9月以内	1年以内	1年を超える	
総数	4,384	26	260	566	730	1,541	697	564	8.6 月
自白	2,623	26	235	467	547	951	276	121	7.2 月
否認	1,761	-	25	99	183	590	421	443	10.7 月

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
 2 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。  
 3 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。  
 4 速報値である。

表 1 1 - 2 実審理期間(第1回公判から終局まで)別の判決人員の分布及び平均実審理期間(自白否認別)

	判決人員	実 審 理 期 間									平均実審理期間
		2日	3日	4日	5日	10日以内	20日以内	30日以内	40日以内	40日を超える	
総数	4,384	63	1,211	1,084	478	1,146	334	42	16	10	6.0日
自白	2,623	61	1,087	775	233	419	44	2	2	-	4.4日
否認	1,761	2	124	309	245	727	290	40	14	10	8.3日

- (注) 1 刑事通常第一審事件票及び刑事局の個別調査による実人員である。  
 2 区分審理を行ったものについては、裁判員が参加した審理が行われた期間の合計を実審理期間とした。  
 3 裁判官のみで第1回公判を開いた後、裁判員裁判対象事件で追起訴があったため裁判員の参加する合議体で審理されて終局したものについては、裁判員が参加した審理が行われた期間を実審理期間とした。  
 4 東日本大震災の影響で公判期日が延期され、裁判員が解任されたものについては、改めて選任された裁判員の参加した審理が行われた期間を実審理期間とした。  
 5 2～4以外のものについては、第1回公判から終局までの期間を実審理期間とした。  
 6 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。  
 7 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。  
 8 速報値である。

表 1 2 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間(自白否認別)

	判決人員	評 議 時 間							平均評議時間
		240分以内	360分以内	480分以内	600分以内	720分以内	840分以内	840分を超える	
総数	4,384	237	868	1,149	811	526	299	494	551.4分
自白	2,623	213	696	835	476	224	95	84	452.5分
否認	1,761	24	172	314	335	302	204	410	698.6分

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
 2 評議時間には、中間評議に要した時間を含まない。  
 3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。  
 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。  
 5 速報値である。

表 1 3 罪名別・量刑分布別(終局区分別を含む)の終局人員及び控訴人員

	終局人員	終局区分別															控訴人員		
		有罪													罰金	無罪		家裁へ移送	その他
		有罪人員	死刑	無期懲役	有期懲役								3年以下						
					30年以下	25年以下	20年以下	15年以下	10年以下	7年以下	5年以下	執行猶予		うち 保護観察					
総数	4,480	4,361	14	86	49	65	205	459	869	887	750	278	697	382	2	19	4	96	1,512
強盗致傷	1,033	1,004	-	-	-	3	14	65	220	285	245	44	128	89	-	1	3	25	349
殺人	1,006	988	6	30	17	23	125	165	115	138	113	65	191	77	-	4	-	14	338
現住建造物等放火	412	404	-	-	1	1	4	11	23	57	102	56	149	100	-	-	-	8	78
傷害致死	409	402	-	-	-	4	-	38	97	109	84	33	37	8	-	2	1	4	148
覚せい剤取締法違反	406	386	-	-	-	-	11	54	208	94	10	6	3	2	-	9	-	11	190
(準)強盗致死傷	266	252	-	-	6	6	13	34	64	66	47	6	10	7	-	-	-	14	101
(準)強制わいせつ致死傷	223	221	-	-	-	-	1	4	12	29	57	32	86	60	-	-	-	2	41
強盗強姦	135	124	-	4	14	12	14	37	34	7	2	-	-	-	-	-	-	11	54
強盗致死(強盗殺人)	119	117	8	51	10	13	12	12	9	2	-	-	-	-	-	1	-	1	76
麻薬特例法違反	110	110	-	-	-	-	1	14	33	43	18	1	-	-	-	-	-	-	42
偽造通貨行使	86	86	-	-	-	-	-	-	1	1	20	10	54	20	-	-	-	-	8
危険運転致死	52	52	-	-	-	1	-	6	18	16	6	5	-	-	-	-	-	-	21
逮捕監禁致死	48	48	-	-	-	-	-	4	10	8	12	4	10	2	-	-	-	-	17
集団(準)強盗致死傷	28	27	-	1	-	2	5	2	9	3	1	1	3	3	-	-	-	1	10
保護責任者遺棄致死	28	27	-	-	-	-	-	1	5	6	7	4	4	3	-	1	-	-	10
傷害	19	19	-	-	-	-	-	-	1	-	7	3	8	3	-	-	-	-	5
銃砲刀剣類所持等取締法違反	17	16	-	-	-	-	-	4	2	6	4	-	-	-	-	-	-	1	5
通貨偽造	15	13	-	-	-	-	-	-	-	-	4	3	6	3	-	-	-	2	2
強盗	14	14	-	-	-	-	1	1	1	5	6	-	-	-	-	-	-	-	1
(準)強姦	9	9	-	-	-	-	1	1	3	2	2	-	-	-	-	-	-	-	2
組織的犯罪処罰法違反	7	6	-	-	-	-	2	-	-	2	1	1	-	-	-	1	-	-	3
麻薬及び向精神薬取締法違反	7	7	-	-	-	-	-	3	1	2	-	1	-	-	-	-	-	-	3
爆発物取締罰則違反	6	5	-	-	1	-	1	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	1	3
窃盗	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	2	-	-	-	-	1
自殺関与及び同意殺人	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-
拐取者身の代金取得等	3	3	-	-	-	-	-	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
非現住建造物等放火	2	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建造物等以外放火	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-
激発物破裂	2	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	1	-	-	-	-	1
集団(準)強姦	2	2	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	2
建造物等延焼	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1
ガス漏出等致死	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(準)強制わいせつ	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-
暴行	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
常習累犯強盗	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海賊行為処罰法違反	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
道路交通法違反	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。  
 2 「その他」は、公訴棄却、移送(少年法55条による家裁移送を除く。)等である。  
 3 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。  
 4 有罪(一部無罪を含む。)の場合は処断罪名を、無罪、その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち、裁判員裁判対象事件の罪名(裁判員裁判対象事件が複数あるときは、法定刑が最も重いもの)を、それぞれ計上した。  
 5 起訴罪名と認定罪名が異なる場合や罰条の変更等の場合などにおいては、裁判員裁判対象事件の罪名と異なる罪名で計上されることがある。  
 6 禁錮刑の終局人員はない。  
 7 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。  
 8 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。  
 9 「海賊行為処罰法」は、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」の略である。  
 10 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。  
 11 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。  
 12 速報値である。